

名張市公契約条例の手引き

令和8年9月
名張市

目次

1	制定の趣旨及び背景	1
2	用語の定義	1
3	条例の概要	2
4	適用範囲	5
5	適用労働者の範囲	6
6	契約の締結	6
7	労働条件報告書の作成及び提出	7
8	公契約条例に関するQ & A	8

例規・様式

○	名張市公契約条例	1 1
○	名張市公契約条例施行規則	1 4

1. 制定の趣旨及び背景

昭和24年にILO（国際労働機関）において採択された「公契約における労働条項に関する条約」は、現在では63か国で批准されているものの、本国では批准の前提となる国内法令の整備が困難であるとして、現在のところ批准していない状況です。

一方で、地方公共団体における公契約条例については、平成22年2月に千葉県野田市が全国で初めて制定して以降、令和7年9月25日時点で全国91の地方公共団体で、県内では津市及び四日市市で制定されています。

また、近年では、全国的に就業者の不足、高齢化が進んでおり、本市の公共工事や行政サービスの提供に係る業務委託等においてもその深刻な状況は例外ではありません。

以上のような社会状況を踏まえ、発注者、受注者双方に求められている公共工事等の品質の確保や将来の担い手を確保していくための適正な労働環境の確保を図り、もって、労働者の生活の安定、公共工事及び行政サービスの質の向上、担い手の確保及び地域経済の活性化を図るため、理念型条例として名張市公契約条例を制定します。

2. 用語の定義

条例における用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
公契約	市が締結する工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約及び市が指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定。
特定公契約	公契約のうち、予定価格が規則で定める金額以上のもの（業務委託に関する契約は規則で定める業種に該当するものに限る）。
公共事業等	・市が発注する建設工事その他の市の事務や事業。 ・市が提供する行政サービス。
市長等	市長並びに水道事業、下水道事業の管理者の権限を行う市長。

用語	定義
受注者等	受注者（市と公契約を締結した者）及び受託者（市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託した者）。
労働者等	- 労働基準法第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、業務に従事するもの（同居の親族のみを使用する事業所又は事務所に雇用されるもの及び家事使用人を除く）。 - 自らが提供する労務の対価を得るために業務を請け負い、若しくは、受託するもの。

3. 条例の概要

名張市公契約条例の主な内容は、次のとおりです。

条項	主な内容
目的 (第1条)	この条例は、公契約に関し、基本理念並びに市及び受注者等の責務その他基本的な事項を定めることにより、公共事業等の良好な品質及び公契約の適正な履行並びに労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
基本理念 (第3条)	①公契約の公平性、透明性並びに競争性を確保すること。 ②公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。 ③労働者等の適正な労働環境を確保すること。 ④地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めること。
市の責務 (第4条)	①市は、条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、公契約の適正な履行のための施策を総合的に推進する。 ②市は、業務の性質及び目的を踏まえ、適正に契約事務を行い、業務内容の重要性や緊急性、効率性を考慮して、適切な時期かつ合理的な規模で発注する。

条項	概要
受注者等の責務 (第5条)	①受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を負っていることを自覚し、関係法令を遵守するとともに、業務を適正に履行しなければならない。 ②受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。 ③受注者等は、労務費その他の経費を適正に積算し、受託者と対等な立場で合意に基づいた契約を締結し、適切な代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底により、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。 ④受注者及び受託者は、当該業務に係る受託者に対してこの条例の目的についての理解を求め、関係法令を遵守させ、誠実に業務を行わせるよう努めなければならない。
公契約の適正な履行の確保 (第6条)	【市が行うこと】 ①市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努める。 ②市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映する。 【受注者等が行うこと】 ③受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。
特定公契約に係る適正な労働条件の確保 (第7条)	【受注者等が行うこと】 ①契約対象の案件が特定公契約に該当する場合、受注者等は労働条件報告書を市に提出しなければならない。 【市が行うこと】 ②市長等は、提出された労働条件報告書の内容に疑義が生じた場合、受注者等から説明を求める。 ③市長等は、労働条件報告書の内容に関する説明を受けた上で、関係法令を遵守していないと思われる場合等については、国やその他の関係機関へ通報又は連絡する。

条項	概要
市内事業者の受注機会の確保 (第8条)	【市が行うこと】 ①市長等は、この条例の目的の達成のほか、市の防災体制の維持及び向上のためには市内事業者の持続的発展が不可欠であることから、予算の適正かつ効率的な執行に留意の上、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注の機会を確保するよう努める。 【受注者等が行うこと】 ②受注者及び受託者は、業務に係る受託者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

4 適用範囲

（１）条例の適用範囲

公契約条例の適用を受ける公契約は、金額の範囲によらず、次のいずれかに該当するものは全て対象となります。

- 工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約
- 市が指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定

（２）特定公契約の適用範囲

特定公契約（労働条件の確保についての報告）の対象は、次のとおりです。
該当する場合は、労働条件報告書の提出等が必要となります。

公契約の種類	適用範囲
工事請負	予定価格が５，０００万円以上の工事の請負契約
業務委託	予定価格が１年度当たり５００万円以上の次に掲げる契約 ・市庁舎等の清掃業務 ・市庁舎等の窓口業務 ・市庁舎等の運営業務 ・市庁舎等の警備業務 （警備業法第２条第５項に規定する機械警備を除く） ・給食の調理業務 ・除草業務
指定管理に係る協定	上限額が１年度当たり５００万円以上の協定 （名張市地域づくり組織条例第２条第２項に規定する地域づくり組織を受託者とする協定は除く）

- ※１ 上記の金額はすべて税込です。
- ※２ 長期継続契約等、契約期間が１年を超える契約の場合は、１年分に換算した額で判定します。
- ※３ 契約方法（一般競争入札、随意契約）及び地域要件（市内・市外）の別に関わらず対象となります。
- ※４ 上記の契約は、特定公契約である旨を入札公告、見積依頼書等に記載の上、発注します。受注者は特定公契約の対象であることを確認した上で参加することになります。

5. 適用労働者の範囲

(1) 特定公契約の規定の適用を受ける労働者等は、次のとおりです。

受注者等に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、アルバイト、派遣労働者等）
--

自らが提供する労務の対価を得るために、受注者等との請負契約により特定公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
--

※特定公契約に従事する労働者であれば、受注者に雇用される労働者のほか、受託者に雇用される労働者に対しても適用されます。

(2) 次に掲げる者は、特定公契約の規定を受ける労働者に該当しません。

同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人

労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）

最低賃金法第7条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
--

特定公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員等）

工事請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）
--

特定公契約に従事した時間が1か月辺り30分未満の者

6. 契約の締結

特定公契約の受注者が決定したとき、市と受注者が締結する契約書に「特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項（規則様式第1号）」を添付します。

7. 労働条件報告書の作成及び提出

特定公契約に該当する契約を締結する受注者及び受託者は、「労働条件報告書（規則様式第2号）」を作成し、市に提出する必要があります。

（1）提出時期

受注者は、契約締結後、着手関係書類とともに速やかに市に提出してください。なお、労働条件報告書は、受託者についても提出が必要です。当該契約の締結の都度、受注者が取りまとめて市に提出してください。

（2）提出先

契約の種類	提出先
条件付き一般競争入札	受注者分：契約検査室 受託者分：発注担当室
随意契約	受注者分：発注担当室 受託者分：発注担当室
指定管理に係る協定	指定管理に係る協定を締結する発注担当室

8. 公契約条例に関するQ & A

Q 1：基本理念に書かれている「公契約の公平性と競争性の確保」とは何ですか？（第3条第1号）

A 1：「公契約の公平性と競争性の確保」とは、一般競争入札やプロポーザル方式の随意契約等、案件ごとの性質に応じた方法を選択した上で確保します。また、「透明性の確保」については、公告から開札までのプロセスを適切に公開することで確保します。

Q 2：同じく基本理念の「適正な履行及び良好な品質の確保」とは何ですか？（第3条第2号）

A 2：「適正な履行及び良好な品質の確保」とは、第6条に定めるとおり、市長等は、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めるとともに、予定価格算出に当たっては経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務費、資材費等の取引価格等を的確に反映するものとしています。

Q 3：同じく基本理念の「労働者の適正な労働環境の確保」とは何ですか？（第3条第3号）

A 3：「労働者の適正な労働環境の確保」とは、受注者等に対し、労働基準法や最低賃金法などその他労働に関する法令においての遵守を求めるものであり、第7条に定めるとおり「特定公契約」に該当する契約については、労働条件の確保状況やその他必要事項にかかる「労働条件報告書」の提出を義務付けることとしています。

Q 4：市の責務の「公契約の適正な履行のための施策」とは何ですか？（第4条第1項）

A 4：「適正な履行」とは、公契約の業務に係る各種法令の遵守のほか、履行期限を守り、品質を確保していくことをいいます。適正な履行を確保していくための「施策」とは、一括下請けの禁止や施工体制台帳の作成・提出、発注者による現場点検等の法的義務を徹底することをいいます。

Q5：同じく市の責務の「適正な時期かつ合理的な規模」とは何ですか？
（第4条第2項）

A5：「適正な時期」とは、年度末の工事集中を回避し、年間を通じての平準化した発注のこと等をいいます。

また、「合理的な規模」とは、合理的な理由が無いにも関わらず、複数の工事を合併発注して意図的に発注規模を大きくすることや分割発注して規模を小さくすることなどで、入札に参加することができる業者を不当に選定することなく、適正な規模で発注することをいいます。

Q6：受注者等の責務の「社会的な責任」とは何ですか？（第5条第1項）

A6：「社会的な責任」とは、法律や社会規範を遵守すること、企業活動の透明性を高めること等です。これらを踏まえ、公契約に携わる者として、市の業務を適正に履行いただくことが受注者等の責務としています。

Q7：「関係法令」とはどういった法律が挙げられますか？（第5条第4項）

A7：公契約条例における「関係法令」とは、公契約条例の条文にも例として記載しているとおり、労働基準法や最低賃金法等が挙げられます。

その他、業務に関し遵守すべき法令とは、給食調理業務委託における食品衛生法やがん検診業務委託における健康増進法等、対象は様々です。なお、市が受注者及び受託者の労働条件を確認するために提出していただく労働条件報告書の記載内容は主に労働基準法の内容です。

Q8：受注者等の責務の「受託者に対して条例の理解を求める」とはどういう意味ですか？（第5条第4項）

A8：発注者は受注者と契約を締結しますが、受託者と契約を交わすのはあくまで受注者です。公契約条例を策定する意図として根底にあるのは、労働者の労働環境を守ることです。実際に現場で作業している受託者の作業員の雇用主は、不適切な時間外勤務の管理や安全衛生管理をしてはならないという条例の趣旨を事業者間でも理解いただくことで、労働者の環境改善及び担い手不足の解消の一助となることを目指すことから、「受託者に対して条例の理解を求める」という一文を記載しています。

Q9：「労働条件報告書」の回答欄に×がついたものを提出したらどうなるのですか？（施行規則第3条、様式第2号）

A9：提出のあった労働条件報告書の内容に「×」がついている又はその内容に疑義が生じた場合は、市からその内容について聴き取りを行います。その上で関係法令を遵守されていないと思料される場合など、必要があると認める場合には、市は労働基準監督署などの関係機関へ連絡や通報することとしています。（条例7条第2項及び第3項）
また、設問によっては受注者又は受託者の全員に該当しないものもあります。その場合は報告書の欄外にも書いているとおり、該当しない場合は「－」を記入してください。

Q10：個人事業主が特定公契約に該当する仕事を市から受注することになった場合、「労働条件報告書」を提出する必要はありますか？
（施行規則第3条、様式第2号）

A10：提出は必要です。名張市公契約条例では、特定公契約に該当する契約の受注者及び受託者に労働条件報告書の提出を求めています。
ただし、個人事業主の場合でも、労働者を誰か一人でも雇用している場合は労働条件報告書の全項目が回答の対象となります。
また、誰も雇用していない（いわゆる一人親方）場合は全ての設問を「－」とした上で回答してください。

Q11：特定公契約の対象となる労働者等に、「工事請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）」が該当しないのはなぜですか？（手引き 5. 適用労働者の範囲）

A11：労働基準法第41条「労働時間等に関する規定の適用除外」の第2項では、「事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者」と記載されており、工事請負における現場代理人、監理技術者、主任技術者については、労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用されないため対象外としています。

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念並びに市及び受注者等の責務その他基本的な事項を定めることにより、公共事業等の良好な品質及び公契約の適正な履行並びに労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市（名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第27号）第1条第1項に規定する水道事業（第4号において「水道事業」という。）及び同条第2項に規定する下水道事業（同号において「下水道事業」という。）を含む。以下同じ。）が締結する工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約及び市が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、予定価格（前号の協定に係る上限額を含む。）が規則で定める金額以上のものをいう。（業務委託に関する契約にあつては、規則で定める業種に該当するものに限る。）
- (3) 公共事業等 市が発注する建設工事その他の市の事務若しくは事業又は市が提供する行政サービスをいう。
- (4) 市長等 市長並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (5) 受注者等 受注者（市と公契約を締結した者をいう。第5条第4項において同じ。）及び受託者（市以外の者から公契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の一部を請け負い、又は受託した者をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 労働者等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であつて、受注者等に雇用され、業務に従事するもの（同居の親族のみを使用する事業所又は事務所に雇用されるもの及び家事使用人を除く。）又は自らが提供する労務の対価を得るために業務を請け負い、若しくは受託するものをいう。

(基本理念)

第3条 公契約に係る基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公契約の公平性、透明性並びに競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。

- (4) 地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念に基づき、公契約の適正な履行のための施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、業務の性質及び目的を踏まえ、適正に契約事務（設計、発注その他公契約に係る事務をいう。）を行うとともに、当該業務内容の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適切な時期かつ合理的な規模で発注するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を負っていることを自覚し、関係法令（労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係に関する法令及びその業務に関し遵守すべき法令をいう。以下同じ。）を遵守するとともに、業務を適正に履行しなければならない。

- 2 受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。
- 3 受注者等は、労務費その他の経費を適正に積算するとともに、受託者と対等な立場において、合意に基づいた契約を締結し、適切な代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底により、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。
- 4 受注者及び受託者（当該受託者が業務の一部を請け負わせ、又は委託した者がいる場合に限る。第8条第2項において同じ。）は、当該業務に係る受託者に対してこの条例の目的についての理解を求めるとともに、関係法令を遵守させ、誠実に業務を行わせるよう努めなければならない。

(公契約の適正な履行の確保)

第6条 市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めるものとする。

- 2 市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映するものとする。
- 3 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(特定公契約に係る適正な労働条件の確保)

第7条 市長等は、公契約が特定公契約である場合には、受注者等に対して労働条件の確保の状況その他必要と認める事項についての報告を求めることができるものとし、受注者等はこれに応じなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定による報告を受けた場合において、その内容に疑義が生じた場合には、受注者等に対し、説明を求めることができるものとする。

- 3 市長等は、前項の規定による説明を受けた場合において、関係法令を遵守していないと思料されるときその他必要があると認めるときは、国その他の関係機関へ通報し、又は連絡するものとする。

（市内事業者の受注機会の確保）

第8条 市長等は、第1条の目的の達成のほか本市における防災体制の維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下この条において「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることに鑑み、予算の適正かつ効率的な執行に留意の上、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 受注者及び受託者は、業務に係る受託者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和8年10月1日以後に公告その他の申込みの誘引が行われた公契約について適用する。

名張市公契約条例施行規則

令和8年6月30日規則第23号

改正

令和8年7月10日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市公契約条例（令和8年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約)

第2条 公契約のうち、特定公契約とするものの予定価格に係る条例第2条第2号の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事請負 5,000万円

(2) 業務委託であって、次のアからカまでのいずれかに該当するもの 500万円

ア 市庁舎その他公用又は公共の用に供する建物（敷地を含む。）（以下この条において「市庁舎等」という。）の清掃業務

イ 市庁舎等における窓口業務

ウ 市庁舎等における運營業務

エ 市庁舎等の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項に規定する警備業務（同条第5項に規定する機械警備業務を除く。）をいう。）

オ 給食の調理業務

カ 除草業務

(3) 指定管理者（名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第2条第2号に規定する地域づくり組織を除く。）と締結する公の施設の管理に関する協定（次条第2項において単に「協定」という。） 500万円

2 契約（前項第3号の協定を含む。）の期間が1年を超える場合であって、当該契約の予定価格が履行期間全体の合計金額であるときは、当該予定価格の金額を履行期間の月数で除した額に12を乗じて得た額を予定価格とみなして、前項の規定を適用する。

(特定公契約に係る適正な労働条件の確保のための措置)

第3条 市長等は、公契約が特定公契約である場合にその発注の公告その他の申込みの誘引を行うときは、特定公契約に該当する旨を明示するものとする。

2 市長等及び受注者は、特定公契約を締結するときは、特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項（様式第1号。以下「特約条項」という。）を当該特定公契約の契約書（協定に係る協定書を含む。）に添付し、又は特約条項と同様の内容を記載するものとする。

3 条例第7条第1項の規定による報告は、特定公契約に係る労働条件報告書（様式第2号）によるものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年10月1日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

附 則（令和8年7月10日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項

（総則）

第1 この特約条項は、名張市公契約条例（令和8年名張市条例第12号）第7条第1項の労働条件の確保の状況等の報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項の書面は、添付された契約書（協定書を含む。）と一体を成す。

（労働条件報告書の提出）

第2 受注者（指定管理者を含む。以下同じ。）及び受託者は、この契約（協定を含む。）の履行において、特定公契約に係る労働条件報告書（様式第2号）を作成し、本契約の締結後、速やかに市長等に提出することにより、労働条件の確保等の状況を報告しなければならない。

2 受注者は、受託者が本契約に係る業務の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託するとき（当該業務の一部が名張市公契約条例施行規則（令和8年名張市規則第23号）第2条第1項第2号に掲げる業務委託の業務又は同項第3号に掲げる公の施設の管理に関する協定に基づく業務である場合には、それらの業務と密接に関係する場合に限る。）は、請負又は再委託に係る契約締結後、速やかに当該第三者に労働条件報告書を作成させ、当該受託者を介し、これを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。数次にわたり請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様とする。

様式第 2 号（第 3 条関係）

特定公契約に係る労働条件報告書

年 月 日

名張市長 宛て

所在地

商号又は名称

代表者氏名

名張市公契約条例（令和 8 年名張市条例第 1 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約（協定）名	
---------	--

区 分	項 目	回 答
総 則	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	(2) 常時使用する労働者が 10 人以上いる場合は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出をするとともに、作業場の見やすい場所に掲示するなど、法令で定める方法で労働者に周知していますか。	
労使協定	(3) 労働基準法第 36 条に基づく時間外及び休日を労働に関する労使協定（36 協定）を締結し、労働基準監督署に届出をしていますか。	
法定帳簿	(4) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）を整備していますか。	
労働時間	(5) 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
	(6) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃 金	(7) 賃金台帳等に基づく適正な計算により、賃金を支払っていますか。	
	(8) 時間外、休日等に労働者に労働をさせた場合、法令に従って割増賃金を支払っていますか。	
	(9) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	(10) 三重県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(11) 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任していますか。（常時使用する労働者が 10 人未満の場合は－を記入）	
	(12) 事故報告書の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	
	(13) 労働安全衛生法に基づく健康診断を、雇入れ時及びその後 1 年に 1 回、定期的に実施していますか。	
各種保険	(14) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続きを行っていますか。	

「回答」欄には「○」又は「×」を、該当しない場合は「－」を記入してください。

注 1 対象とする労働者の範囲：本契約等案件における業務に従事する者

2 受注者等が業務の一部を第三者に請け負わせ又は再委託するときは、当該第三者が作成した報告書を受注者が取りまとめて提出してください。